

印西市文化ホール施設利用料一覧(基本利用料)

資料 3

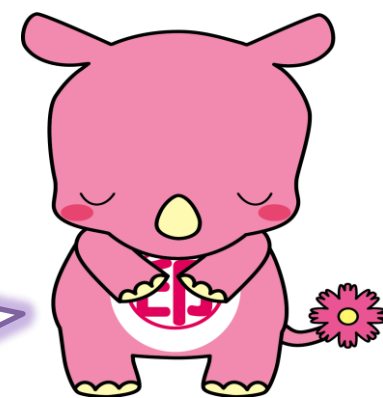
1. 単位利用料

単位時間	午前の部	午後の部	午前の部から 午後の部まで	夜間の部	午後の部から 夜間の部まで	全 日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで	午後1時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで
ホール	14,340 円	19,120 円	38,240 円	16,730 円	40,630 円	59,750 円
楽 屋 1	240 円	320 円	640 円	280 円	680 円	1,000 円
楽 屋 2	240 円	320 円	640 円	280 円	680 円	1,000 円
楽 屋 3	570 円	760 円	1,520 円	660 円	1,610 円	2,370 円
練習室	480 円	640 円	1,280 円	560 円	1,360 円	2,000 円
リハーサル室	1,320 円	1,760 円	3,520 円	1,540 円	3,740 円	5,500 円

単位時間	午前9時から 午後8時まで	午後8時から 午後9時30分まで
	1時間	1時間30分
多目的室	770 円	1,150 円
大会議室	380 円	570 円
小会議室	170 円	250 円
和 室	150 円	220 円

※ご予約された時間には、「準備」から「退出」までの時間を含みます。
ご予約された時間内に全て終了するようにしてください。

**令和5年4月1日から
施設利用料金を変更します。**



裏面あり

2. 割増額

前記の単位利用料は、下記のとおり割増しになります。

○市外割増・・・単位利用料の5割の額が加算されます。

○営利割増・・・単位利用料の10割の額が加算されます。

ただし、販売行為及び私塾経営等とみなされる場合については、さらに10割の額が加算されます。

○入場料を徴収するときは、次のとおり加算されます。

- ・入場料が1,000円未満のときは、単位利用料の2割の額。
- ・入場料が1,000円以上3,000円未満のときは、単位利用料の4割の額。
- ・入場料が3,000円以上6,000円未満のときは、単位利用料の8割の額。
- ・入場料が6,000円以上のときは、単位利用料の10割の額。

3. 超過料金

単位時間を超過した場合の1時間(1時間未満の場合は、1時間とみなす。)当たりの利用料は、当該単位利用料を1時間あたりに換算した額の3割を加算した額となります。

4. その他

練習のためホールの舞台のみを利用する場合の利用料は、1の単位利用料および2の割増額の合計額の5割の額となります。